

1 法的根拠

○学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6（R2. 4～:第47条の5）に基づく制度。

- ・学校運営協議会は、教育委員会によって学校に設置される合議体
- ・学校運営協議会は、学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関
- ・委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することとなっている。

2 概要・ねらい

- ・学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する。
- ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

3 役割

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない。（「学校運営協議会」設置の手引きコミュニティ・スクールの作り方 R1. 10 文科省）

【学校運営協議会の承認が得られない場合の対応】

学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければならない。

仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

そうした状況が継続する場合には、教育委員会は協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定される。

